

健康診査及び保健指導等に関するコラボヘルス推進にかかる覚書

ニデック健康保険組合（以下「組合」）とニデックグループ各社（以下「事業所」）は「組合」が実施する「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづく特定健康診査、特定保健指導及び保健事業の一環で実施するオプション検査と「事業所」が実施する労働安全衛生法その他の規程に基づく健康診査、健康指導の共同推進を目的に以下の通り、覚書を取り交わすこととする。

1. 目的

被保険者の中長期的な生活習慣予防のため、健診事後フォロー並びに受診勧奨等、双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施することを目的とする。

2. 共同推進

上記目的を達成する為、「組合」及び「事業所」は共同で実施する事項について以下の通り定め、各々の事業を推進する。

- (1) 健診結果及びリスク保有者データの共有による再検査受診勧奨、保健指導等の事後フォロー
- (2) 高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨および保健指導
- (3) 従業員に対する健康増進事業

3. 共同利用の範囲

- (1) 労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）、特定健診項目
- (2) アプローチに必要な対象者の住所、会社付与のメールアドレス等

4. 留意事項

利用目的を生活習慣病予防のための健診事後フォロー並びに受診勧奨等の健康管理（関係公的機関からの要請により情報提供を求められた場合を含む）に限定し、「組合」及び「事業所」は各々保有する健康診査の結果及び医療機関の受診有無を互いに提供することとする。また、その際の取り扱いについては、個人情報保護法等の関連法や各々の規定に基づき十分に注意するとともに、被保険者への周知を徹底する。

なお、提供方法、提供時期等、本覚書に定めのない事項については、双方協議の上、別途定める。

5. 費用負担

「組合」及び「事業所」は、各々実施する事業にかかる費用を負担することとし、別途定める場合を除き双方の間に費用の精算は発生しない。

6. その他

「組合」及び「事業所」は、本覚書を証とするため、2通作成し双方記名捺印の上、各1通を所持する。本覚書は令和7年4月1日より有効とする。

令和7年4月1日

ニデック健康保険組合
理事長

㊟

ニデックグループ各社名称
代表取締役社長又は人事部長役職者

㊟